

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公開番号】特開2019-180620(P2019-180620A)

【公開日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-043

【出願番号】特願2018-72827(P2018-72827)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月9日(2019.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

複数の電子部品が実装された基板を備え、

前記基板は、当該基板を識別するための第1情報が読み取り可能に表示された第1情報表示部と、前記第1情報とは異なる情報であって当該基板に関する第2情報が読み取り可能に表示された第2情報表示部と、、を有し、

前記第1情報は、基板上に形成された配線パターンを構成する導電材をパターン化することにより記号にて表示され、

前記第2情報表示部は、前記第1情報表示部の近傍に設けられている、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

前記課題を解決するために、本発明の手段Aに記載の遊技機は、

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

複数の電子部品が実装された基板を備え、

前記基板は、当該基板を識別するための第1情報が読み取り可能に表示された第1情報表示部と、前記第1情報とは異なる情報であって当該基板に関する第2情報が読み取り可能に表示された第2情報表示部と、、を有し、

前記第1情報は、基板上に形成された配線パターンを構成する導電材をパターン化することにより記号にて表示され、

前記第2情報表示部は、前記第1情報表示部の近傍に設けられている、

ことを特徴としている。

また、手段1に記載の遊技機として、

遊技を行うことが可能な遊技機(例えば、パチンコ遊技機1)であって、

複数の電子部品(例えば、演出制御用CPU120、ROM121、RAM122等)

が実装された基板（例えば、演出制御基板 12）を備え、

前記基板は、当該基板を識別するための第1情報（例えば、製造会社名と型式ID）が読み取り可能に表示された第1情報表示部（例えば、第1情報表示部021SG002）と、前記第1情報とは異なる情報であって当該基板に関する第2情報（例えば、製造日やロット番号やシリアル番号等）が読み取り可能に表示された第2情報表示部（例えば、第2情報表示部021SG004）とを有し、

前記第2情報表示部は、前記第1情報表示部の近傍に設けられている（例えば、図49において、第2情報表示部021SG004が第1情報表示部021SG002に隣接して設けられている）

ことを特徴としてもよい。

この特徴によれば、第1情報と第2情報の読み取り効率を向上できるため、基板の検査や登録作業等の作業効率を向上することができる。